

標題

船舶に搭載される有害物質一覧表の適合鑑定書の切り替え発行について

# ClassNK

## テクニカル インフォメーション

No. TEC-1051  
発行日 2015年10月27日

各位

本テクニカルインフォメーションは、弊会発行の船舶に搭載される有害物質一覧表(以下「インベントリ」という。)に関する Statement of Fact を Statement of Compliance に切り替えて発行することをお知らせするものです。

弊会では、インベントリの鑑定を受けていただいている船舶のシブプリサイクル条約及び EU 規則への対応に資するため、船級符号に「Inventory of Hazardous Material」(略号:IHM)を付記し、就航後のインベントリの維持に関する定期的な審査が行われる船舶に対し、これまでの Statement of Fact (鑑定時点でのみの適合性を証明するもの)に替えて、その後の定期的審査時点での適合性をも証明する Statement of Compliance を発行することと致します。

2013年12月30日に発効した、シブプリサイクルに関する EU 規則により(詳細は、ClassNK テクニカルインフォメーション TEC-0978 を参照)、EU 籍船及び EU 加盟国に寄港する非 EU 籍船は、EU 規則の定める日(下記の表を参照)以降、船内に存在する有害物質の種別や概算量、所在位置などを示したインベントリの備え付け及び維持が求められております。

また、EU 加盟国に寄港・停泊する非 EU 籍船については、Port State Control が実施され、インベントリの備え付け及び維持、並びに、維持されたインベントリを備え付けている旨を証明する、旗国又はその代行機関の発行する Statement of Compliance の所持が確認されます。

表 EU 規則によるインベントリの作成・備え置き期限

分類	定義	インベントリ第 I 部作成・備え置き期限
EU 籍新船	以下のいずれかを満たす EU 籍船 1. 適用日後に建造契約が結ばれる船舶 2. 建造契約がない場合、本規則の適用日後 6 ヶ月経過した日以降に起工される船舶 またはこれと同等の建造段階にある船舶 3. 適用日後 30 ヶ月経過した日以降に引き渡しが行われる船舶	EU 規則適用日(2015年12月31日以降で、EU リスト掲載施設の解撤能力が 250 万 LDT を超えた日から 6 ヶ月後、もしくは、2018年12月31日のいずれか早い日)まで
EU 籍現存船	EU 籍新船以外の EU 籍船	2020年12月31日まで(2020年12月31日までに解撤される場合、解撤前までに作成)
非 EU 籍船	EU 加盟国に寄港・停泊する EU 籍以外の船舶	2020年12月31日まで

(次頁に続く)

#### NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: [www.classnk.or.jp](http://www.classnk.or.jp))においてご覧いただけます。

Statement of Fact から Statement of Compliance への切り替えは、以下の通りです。

1. Statement of Fact を所持している船舶であって、船級符号に IHM の付記がある船舶  
次回の船級の定期的検査時に行われる、インベントリに関する定期的審査の結果に基づき、後日、Statement of Compliance をテクニカルサービス部から発行致します。
2. Statement of Fact を所持している船舶であって、船級符号に IHM の付記がない船舶  
ご要望の場合は、船級符号への IHM の付記及び Statement of Compliance 発行の申込みをテクニカルサービス部に提出下さい。本船でのインベントリの維持に関する審査を実施後、後日 Statement of Compliance をテクニカルサービス部で発行致します。また、船級符号へ IHM を付記した船級証書を、後日、再発行致します。
3. Statement of Fact を所持している船舶であって、弊会に登録されていない船舶  
弊会に登録されていないことから定期的審査を行えないため、Statement of Compliance を発行しません。Statement of Fact を従来通り所持して頂きます。

なお、この Statement of Compliance の切り替え発行に係る手数料は、2018 年 12 月 31 日 (EU 規則適用日となる可能性のある最終日)まで申し受けません。また、船級の定期的検査時にインベントリに係る定期的審査を実施する場合、インベントリの審査に係る手数料は、シップリサイクル条約が発効するまでは、従前の通り、申し受けません。

これに関連し、弊会の「船舶に搭載される有害物質一覧表に関するガイドライン」を改正致しました (No. TEC-1050 参照)。上記の Statement of Compliance は、このガイドラインの施行日である 2015 年 11 月 1 日から発行致します。なお、改正されたガイドラインについては、ClassNK ホームページより参照可能です。

(注)EU 籍船については、上記に加えて、今後、EU 規則が適用される際には、EU 規則に定めるインベントリに関する追加要件の確認や EU 規則に定める様式による証書の取得などが必要になります。EU 規則の実施のための具体的な取り扱いが公表されましたら、対応を検討の上、できるだけ速やかにお知らせします。また、旗国がシップリサイクル条約の要件を上回る内容の規則を定める等独自の規則を定めたときも同様です。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)  
本部 管理センター 船舶管理システム部  
住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)  
Tel.: 03-5226-2173  
Fax: 03-5226-2174  
E-mail: [smd@classnk.or.jp](mailto:smd@classnk.or.jp)

◇2018 年 3 月 31 日までの担当部署

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)  
本部 管理センター別館 テクニカルサービス部  
住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3 (郵便番号 102-0094)  
Tel.: 03-5226-2175  
Fax: 03-5226-2177  
E-mail: [mid@classnk.or.jp](mailto:mid@classnk.or.jp)